

平成27年度 第1回宝達志水町文化財保護審議会

日 時:平成27年 6月5日(金) 午後 2時 ~
場 所:宝達志水町生涯学習センターさくらドーム 21
2階 第2会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 宝達志水町文化財保護審議会について
会長及び副会長の互選
- 4 会長あいさつ
- 5 平成 27 年度文化財保護事業について
 - (1)国指定文化財関係
 - (2)県指定文化財関係
 - (3)町指定文化財関係
 - (4)その他
- 6 意見交換
- 7 閉会あいさつ(副会長)

【配付資料】

- | | |
|-----|-----------------------------|
| 資料1 | 宝達志水町文化財保護審議会委員名簿 |
| 資料2 | 宝達志水町文化財保護条例 |
| 資料3 | 平成27年度文化財保護事業 |
| 資料4 | 喜多家・岡部家入場者月別調、喜多家・岡部家入場料月別調 |
| 資料5 | 宝達志水町指定文化財一覧 |
| 資料6 | 宝達志水町文化財マップ |

宝達志水町文化財保護審議委員名簿

任期:平成27年4月1日～平成29年3月31日

役職	氏名	住所	連絡先	生年月日	審議委員 在任期間	専門	備考 (職歴など)
会長	秋田 喜憲	宝達志水町宝達口66番地	0767-28-3612	S21.12.27	平成21年4月1日～	両生類	元小学校校長 県保護地区指導員(平成22年～)
副会長	出倉 一信	宝達志水町所司原ケ3番地	0767-29-2594	S25.9.17	平成23年4月1日～		元高校教諭
委員	山岸 恒明	宝達志水町散田50番地	0767-29-3443	S17.3.13	平成17年4月1日～		元高校校長
委員	大窪 祐宣	宝達志水町柳瀬ト25番地	0767-29-3250	S28.5.20	平成17年4月1日～		僧侶 県保護地区指導員(平成18年～)
委員	村上 吉郎	宝達志水町正友ト63番地	0767-28-3550	S28.10.18	平成17年4月1日～		元高校教諭 県保護地区指導員(平成22年～)
委員	法花堂 良一	宝達志水町今浜北211番	0767-28-2714	S22.7.2	平成21年4月1日～		元小学校校長 県保護地区指導員(平成22年～)
委員	末森 潤	宝達志水町宿192番地	0767-28-2541	S33.1.11	平成21年4月1日～		僧侶 元公民館職員

事務局

(平成26年4月～)

〒929-1492

羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地1

生涯学習センター(さくらドーム21) 1階

宝達志水町教育委員会 生涯学習課 文化財室

TEL0767-29-8320

FAX0767-29-2333

村井 伸行 生涯学習課 文化財室長

北野 徳一 生涯学習課 文化財室 主事

宝達志水町文化財保護条例

平成 17 年 6 月 29 日

条例第 167 号

宝達志水町文化財保護条例(平成 17 年宝達志水町条例第 92 号)の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 指定文化財(第 4 条—第 19 条)
- 第 3 章 助言及び公開(第 20 条・第 21 条)
- 第 4 章 文化財保護審議会(第 22 条—第 28 条)
- 第 5 章 補則(第 29 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、宝達志水町(以下「町」という。)の区域内にある文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって町民の文化的向上に資するとともに、郷土文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「文化財」とは、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 182 条の規定に基づき、法及び石川県文化財保護条例(昭和 32 年石川県条例第 41 号)の規定により指定された文化財以外のもののうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で本町にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で本町にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で本町民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で本町にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その

他の名勝地で本町にとって「芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)&及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で本町にとって学術上価値の高いもの

(5) 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で本町民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

(6) 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 町は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 指定文化財

(指定)

第4条 宝達志水町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、本町の区域内にある文化財のうち重要なものを町指定有形文化財、町指定登録有形文化財、町指定無形文化財、町指定民俗文化財、町指定史跡、町指定名勝、町指定天然記念物又は町指定伝統的建造物群(以下「町指定文化財」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者の同意を得なければならない。ただし、所有者が判明しない場合を除く。

3 無形文化財について、第1項の規定による指定をするときは、当該町指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

4 第1項の規定による指定及び前項の規定による認定をするには、教育委員会はあらかじめ宝達志水町文化財保護審議会の意見を聴くものとする。

5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該町指定文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 町指定文化財がその文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 町指定文化財が県又は国の文化財指定を受けたときは、当該町指定文化財の指定は、解除されたものとする。

3 無形文化財保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、町指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

（告示及び通知）

第6条 第4条の規定による指定又は前条の規定による解除をしたときは、教育委員会は、その旨を告示し、かつ、所有者に通知しなければならない。

（所有者の管理義務、管理責任者及び環境保全）

第7条 町指定文化財の所有者（無形文化財の保持者又は保持団体を含む。以下同じ。）は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、町指定文化財を管理しなければならない。

2 町指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該町指定文化財の管理の責めに任ずる者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

5 教育委員会は、町指定文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を禁止し、又は制限することができる。

6 土地の所有者が古墳、旧跡その他の遺跡と認められるものを発見したときは、その現況を変更することなく発見した日から10日以内に、又はそれらと推定され得る土地を開墾し、若しくはその土地の上に工作物の建設をしようとするときは着手しようとする10日前までに、教育委員会にその旨を届け出なければならない。

7 周知の埋蔵文化財包蔵地を開墾し、又はその土地の上に工作物の建設をしようとするときは、着手しようとする60日前までに、教育委員会にその旨を届け出なければならない。

（所有者の変更等）

第8条 町指定文化財の所有者に変更があったときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 町指定文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所有者の変更に伴う権利義務の承継)

第9条 町指定文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該町指定文化財に関し、この条例に基づいて行う町の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該町指定文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(滅失、き損等)

第10条 町指定文化財の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗難にあったときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第11条 町指定文化財の所在する場所を変更したときは、所有者又は管理責任者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、一時的な変更である場合は、この限りでない。

(管理又は修理の補助)

第12条 町指定文化財の管理又は修理に多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、町は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、町は、その補助の条件として、当該管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

- 3 教育委員会は、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第13条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、町は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 管理又は修理に関し条例又は教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- (3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第 14 条 教育委員会は、町指定文化財の管理が適当でないため町指定文化財が滅失し、き損し、又は盗難のおそれがあると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 教育委員会は、町指定文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者に対しその修理について必要な勧告をすることができる。

3 前 2 項の規定による勧告に基づいて行う措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を町が補助することができる。

4 前項の規定により町が費用の全部又は一部を補助する場合の補助金については、第 12 条第 2 項、同条第 3 項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第 15 条 町が修理又は管理に必要な措置(以下この条において「修理等」という。)につき、第 12 条第 1 項又は前条第 3 項の規定により補助金を交付した町指定文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助による修理等が行われた後当該町指定文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の額から当該修理等が行われた後当該町指定文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を町に納付しなければならない。

2 補助に係る修理等が行われた後当該町指定文化財を町に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、町は、前項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第 16 条 町指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については教育委員会規則で定める範囲の維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置を採る場合、又は保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

- 3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第17条 町指定文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第12条第1項の規定による補助金の交付、第14条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 町指定文化財の保護上、必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の規定による届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言を与えることができる。

(保存)

第18条 町指定無形文化財で、保存のための措置が必要と認めるときは、町は、その保存に当たることを適当と認める保持者又は保持団体について、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合の補助金については、第12条第2項、同条第3項及び第13条の規定を準用する。

(調査)

第19条 教育委員会は、必要があると認めるときは、町指定文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該町指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

- 2 教育委員会は、町指定文化財の指定をしようとするときは、所有者の同意を得て立入調査を行うことができる。

第3章 助言及び公開

(助言)

第20条 教育委員会は、町指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることが適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言をすることができる。

(公開)

第21条 教育委員会は、町指定文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、町その他教育団体の行う公開の用に供するため当該町指定文化財を出品することを勧告することができる。

- 2 教育委員会は、町指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、1月以内の期間を限って、当該町指定無形文化財の公開を勧告することができる。
- 3 第1項の規定による出品のために要する費用及び前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を町が補助することができる。
- 4 教育委員会は、第1項の規定により町指定文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該町指定文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

第4章 文化財保護審議会

(設置)

第22条 教育委員会に宝達志水町文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存、保護及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第23条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第24条 委員は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は非常勤とし、別に定める費用弁償を支給する。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査員)

第 27 条 審議会に調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 調査員は、会長の命を受け、特別の事項に関する調査について、委員を補佐する。
- 4 調査員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(雑則)

第 28 条 この章に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 5 章 補則

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の宝達志水町文化財保護条例の規定により、指定された町指定文化財は、改正後の宝達志水町文化財保護条例(以下「新条例」という。)第 4 条の規定により、指定されたものとみなす。
- 3 新条例の施行の際、現に審議会の委員に委嘱されている者は、新条例第 24 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日をもって、審議会の委員に委嘱されたものとみなす。

平成27年度文化財保護事業

(1) 国指定文化財関係

《喜多家》

受付・案内業務	町シルバー人材センターに委託
警備・防犯業務	警備保障業者に委託
防災設備業務(災害復旧)	専門業者による入札・契約(国庫補助事業)
敷地(重文)管理	町シルバー人材センターに委託・造園業者に委託

《散田金谷古墳》

生垣等の剪定および	町シルバー人材センターに委託
除草並びに管理	生涯学習課文化財室職員にて対応

(2) 県指定文化財関係

《岡部家》

受付・案内業務	町シルバー人材センターに委託
警備・防犯業務	警備保障業者に委託
防災設備業務	町委託専門業者に委託
敷地庭園管理	町シルバー人材センターに委託・造園業者に委託

《末森城跡、御館館跡》

城・館跡除草等	町シルバー人材センターに年2回委託 状況に応じて、生涯学習課文化財室職員にて対応
---------	---

《妙法輪寺のナンテン、善正寺の菊桜》

施肥又は消毒等	県職 OB の指示に従い対応
---------	----------------

豪雪被害対策

(3) 町指定文化財関係

《臼ヶ峰往来、宝達金山中尾平坑前》

周辺除草等	状況に応じ、随時、生涯学習課・文化財室職員 にて対応
-------	-------------------------------

《浄蓮寺枝垂れ桜、森田宅枝垂れ桜、志乎神社モッコク、宿サルスベリ》

施肥又は消毒等	必要に応じて対応
---------	----------

《ホクリクサンショウウオ》

産卵池の補修－9月から10月頃に業者に依頼する予定

(4) その他

- ・岡部家、岡野家等の町保管古文書等の閲覧・貸出
- ・埋蔵文化財包蔵地照会に対する回答
- ・能登文化財保護連絡協議会

宝達志水町指定文化財一覧

平成27年4月1日 現在

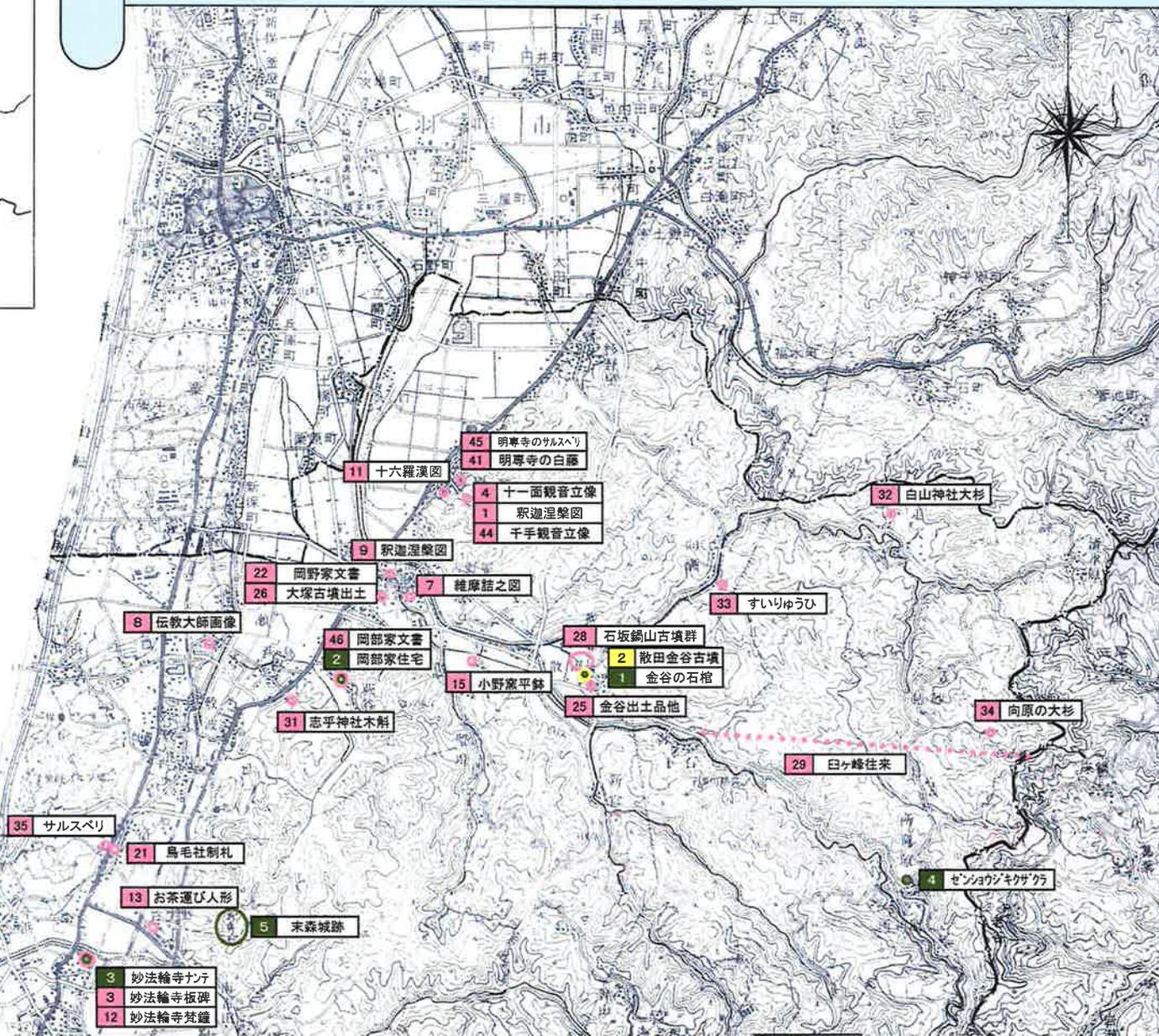
整理No.	種別	名 称	員 数	所 有 者	管 理 者	所 在 地	指定年月日
〔国指定文化財〕							
1	重要文化財	「喜多家住宅」表門・主屋・道具倉	3棟	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ヲ4-1	S46.12.28
		「喜多家住宅」味噌倉・敷地	1棟			北川尻ヲ4-1、1-1	S58.6.2
2	史 跡	散田金谷古墳	1基	飛龍氏 他1名 宝達志水町	宝達志水町	散田ナ107	S57.1.16
〔石川県指定文化財〕							
1	考古資料	金谷の石棺		飛龍氏 宝達志水町	宝達志水町	散田ナ107	S35.5.27
2	建造物	岡部家住宅	1棟	宝達志水町	宝達志水町	荻谷ニ42	S47.1.25
3	天然記念物	妙法輪寺のナンテン		妙法輪寺	妙法輪寺 ＜県治療事業経過一町＞	麦生ニ196	S58.5.10
4		ゼンショウジキクザクラ（善正寺の菊桜）		善正寺	善正寺 ＜県職OB＞	所司原テ30-1	S58.5.10
5	史 跡	末森城跡		鮎井氏 他9名	宝達志水町	南吉田末森1番地他	H3.10.4
6		御館館跡		御館区長外71名	宝達志水町	御館カ、ヨ、ワ、参 三日町口、荖の236筆	H18.4.7
〔宝達志水町指定文化財〕							
1	建造物	覚正寺の経蔵	1棟	覚正寺	覚正寺	紺屋町（正友リ129）	H17.3.1
2	建造物	覚正寺の石碑	1基	覚正寺	覚正寺	紺屋町（正友リ129）	H17.3.1
3	建造物	石組み井戸	1基	谷光一夫	谷光一夫	宝達口93	H17.3.1
4	彫 刻	妙法輪寺の板碑	7基	妙法輪寺	妙法輪寺	麦生ニ196	H17.3.1
5	彫 刻	木造十一面観音立像	1軀	遍照寺	遍照寺	菅原サ6	H17.3.1
6	彫 刻	木造千手観音立像	1軀	遍照寺	遍照寺	菅原サ6	H19.11.29
7	絵 画	聖徳太子の絵像	1面	光照寺	光照寺	上田カ175甲	H17.3.1
8	絵 画	伝 沢庵禅師の屏風	2曲1双	光照寺	光照寺	上田カ175甲	H17.3.1
9	絵 画	絹本着色十六羅漢図	双幅	永野 幸子	永野 幸子	菅原テ92	H17.3.1
10	絵 画	紙本淡彩維摩詰之図	1幅	専勝寺	専勝寺	子浦ソ104	H17.3.1
11	絵 画	絹本着色伝教大師画像	1幅	専勝寺	専勝寺	柳瀬ト25	H17.3.1
12	絵 画	紙本着色釈迦涅槃図	1幅	遍照寺	遍照寺	菅原サ6	H17.3.1
13	絵 画	紙本着色釈迦涅槃図	1幅	唯徳寺	唯徳寺	子浦レ31	H17.3.1
14	工 芸 品	宝達山の算額	1面	手速比咩神社	手速比咩神社	東間ヲ2	H17.3.1
15	工 芸 品	妙法輪寺の梵鐘	1口	妙法輪寺	妙法輪寺	麦生ニ196	H17.3.1
16	工 芸 品	お茶運び人形	1躰	山田 忠男	山田 忠男	竹生野ホ40	H17.3.1
17	工 芸 品	小野窯平鉢	1鉢	山岸 恒明	山岸 恒明	散田50	H17.3.1
18	古 文 書	喜多家古文書		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ヲ4	H17.3.1
19	古 文 書	赤池文書	1通	赤池 嘉久	赤池 嘉久	上田カ206	H17.3.1
20	古 文 書	覚正寺の一切経		覚正寺	覚正寺	紺屋町（正友リ129）	H17.3.1
21	古 文 書	鳥毛社制札	1通	西照寺	西照寺	宿192	H17.3.1
22	古 文 書	宝達金山古文書	(2通)	宝達区長	宝達区長	宝達 (現在押水図書館一借用保管)	H17.3.1
23	古 文 書	岡野家文書		宝達志水町	宝達志水町	小川ハ249-1	H17.3.1
24	古 文 書	十字名号	1幅	浄願寺	浄願寺	北川尻ナ28	H17.3.1
25	古 文 書	岡部家文書		宝達志水町	宝達志水町	荻谷ニ42	H21.3.13
26	考古資料	曲玉（硬玉）		宝達志水町	宝達志水町	小川ハ249-1	H17.3.1
27	考古資料	新崎式土器		宝達志水町	宝達志水町	小川ハ249-1	H17.3.1
28	考古資料	大塚古墳出土品		宝達志水町	宝達志水町	協業センター	H17.3.1

整理No.	種別	名 称	員 数	所 有 者	管 理 者	所 在 地	指定年月日
29	考古資料	散田金谷古墳出土品 及び石坂鍋山1号墳出土品		成正寺	成正寺	散田75	H17.3.1
30	史 跡	坂手山縄文時代住居址		石川県	宝達志水町	紺屋町	H17.3.1
31	史 跡	石坂鍋山古墳群		宝達志水町	宝達志水町	石坂山 リ280外31筆	H17.3.1
32	史跡・名勝	白ヶ峰往来（文化庁「歴史の道百選」）		宝達志水町	宝達志水町	下石・所司原・見砂	H17.3.1
33	天然記念物	宝達山ブナ林		上田区入会 宝達志水町	宝達志水町	上田外11字入会9字	H17.3.1
34	天然記念物	向原の大杉		山口 克人	山口 克人	見砂ト281	H17.3.1
35	天然記念物	志乎神社の木斛（もっこく）		志乎神社	志乎神社 宝達志水町	荻島、荻谷、敷波入会地14-1	H17.3.1
36	天然記念物	白山神社の大杉		白山神社	白山神社	走入ホ58	H17.3.1
37	天然記念物	明覚寺のすいりゅうひば		明覚寺	明覚寺	向瀬J36	H17.3.1
38	天然記念物	サルスベリ		岡野 正喜	岡野 正喜 宝達志水町	宿162	H17.3.1
39	天然記念物	スダシイ		金崎神社	金崎神社	山崎ハの71	H17.3.1
40	天然記念物	アテ		手速比咩神社	手速比咩神社	東間ラ2	H17.3.1
41	天然記念物	ツバキ群		手速比咩神社	手速比咩神社	東間ラ2	H17.3.1
42	天然記念物	浄蓮寺の枝垂桜		浄蓮寺	浄蓮寺 宝達志水町	原58	H17.3.1
43	天然記念物	原の枝垂桜		森田 稔	森田 稔 宝達志水町	原ル215	H17.3.1
44	天然記念物	明専寺の白藤		明専寺	明専寺	菅原エ87	H17.3.1
45	天然記念物	明専寺のサルスベリ		明専寺	明専寺	菅原エ87	H21.3.13
46	天然記念物	ホクリクサンショウウオ【種】		宝達志水町	宝達志水町	町内	H27.3.3
47	民俗文化財	陣笠	1	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
48	民俗文化財	陣羽織	1	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
49	民俗文化財	袴（かみしも）	1	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
50	民俗文化財	袴（かみしも）	1	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
51	民俗文化財	肩衣		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
52	民俗文化財	印籠		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
53	民俗文化財	携帯厨用具		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
54	民俗文化財	火縄		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
55	民俗文化財	矢櫃（やびつ）		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
56	民俗文化財	馬の鞍		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
57	民俗文化財	龕灯（がんどう）		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
58	民俗文化財	行灯（あんどん）		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
59	民俗文化財	手燭小灯	2点	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
60	民俗文化財	手燭手点	2点	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
61	民俗文化財	小田原提灯		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
62	民俗文化財	藏提灯		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
63	民俗文化財	寝室用喫煙用具		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
64	民俗文化財	鏡		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
65	民俗文化財	耳盥（みみだらい）		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
66	民俗文化財	櫓時計（やぐらどけい）		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
67	民俗文化財	蘭引（らんびき）		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
68	民俗文化財	木製薬研		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
69	民俗文化財	警棒	1本	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
70	民俗文化財	指樽（さしだる）		松浦 正	松浦 正	上田サ153	H17.3.1

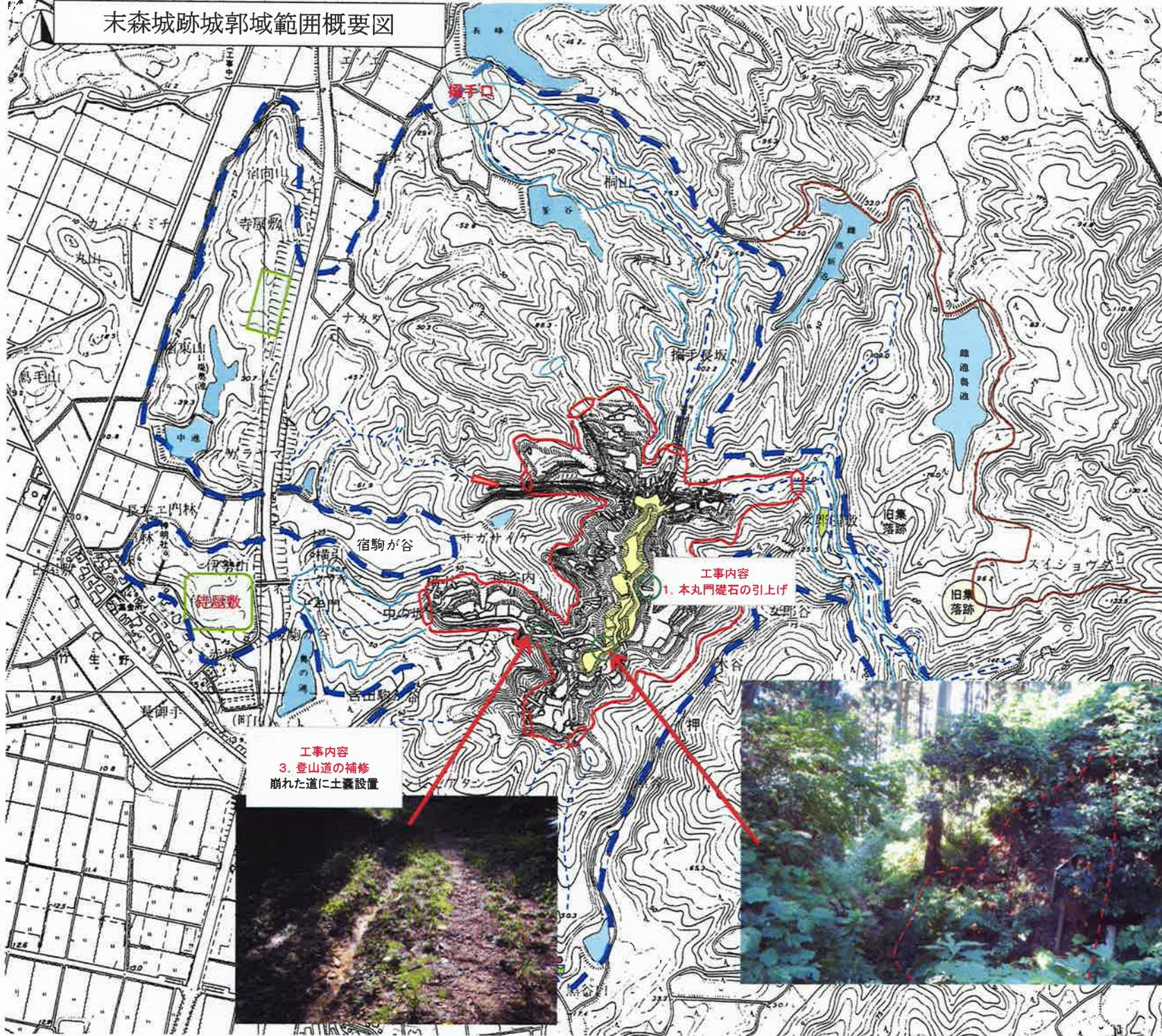
位置図



宝達志水町 文化財マップ



末森城跡城郭域範囲概要図

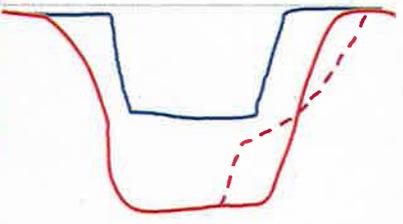


- - - 城郭関連遺構を内包する区域
- 山上要害区域
- 大手・搦手等主要路
- 尾根端部遺構群分布域
- 石川県指定範囲

工事内容
1. 本丸門礎石の引上げ

工事内容
3. 登山道の補修
崩れた道に土嚢設置

工事内容
2. 小丸山手門の崩壊した土砂の撤去
平成25年度に、昭和30年代の作業道設置工事で消滅した小丸大手門跡部分が、豪雨時に崩落。災害報告は実施した。
▽春先のイノシシ被害、豪雨での被害など県内多数発生しており、棄損届としては不要とされた。
○崩れた土砂撤去(軽トラが通過できるようにする)





ゼンショウジキクザクラ

暴風雪害による被害状況

※写真はH26.12.24時のもの





文化遺産・公共施設を火災・延焼から守る 全自動消火システム

システムフロー

放水銃

配管

水源

P555E

自動盤

AC100V

バッテリー

自動充電器

遠隔操作盤

① 自動盤 (文化財のみ)

② 遠隔操作盤

③ 自動充電器

④ バッテリー

⑤ 排気フレキ

P555E (文化財・設備)

スイッチONで
遠隔操作盤・自動盤・火災感知器・火災センサ
即座に全自動運転

コンパクトで据付け容易
省スペース設計

自動充電器付だから
バッテリー上がり防止

真空ポンプベーンにPEEK材採用
優れた耐久性

■ 全自動消火システム〈文化財・設備〉保安ポンプ 主仕様

型式	P555E (文化財)	P555E (設備)	GR1300	GR2000
級別・届出番号	B-2級・P1747001			
寸法 (全長・全幅・全高) (mm)	700×585×811	694×585×811	694×585×733	807×585×733
乾燥質量 (kg)	約112		約105	
形式	高圧1段タービンポンプ			
吸水口径	呼称100 (JIS-10Kフランジ)	呼称80 (JIS-10Kフランジ)	呼称80 (JIS-B-2238)	呼称100 (JIS-B-2238)
放水口径	呼称100 (JIS-10Kフランジ)	呼称65 (JIS-10Kフランジ)	呼称80 (JIS-B-2238)	呼称100 (JIS-B-2238)
吐出量 (m³/min)	1.3	1.4/1.6	—	—
全揚程 (m)	70	70/40	—	—
吐出圧力 (MPa)	—	—	0.4	0.4
放水量 (L/min)	—	—	800~1500	2000
真空ポンプ・真空度	無給油式 (PEEK材)・四翼偏心ロータリ式・-0.085 (吸水高さ約9m)			
形式	水冷2ストローク水平2気筒ガソリンエンジン			
型式	EP555			
総排気量 (mL)	635			
検定出力 (kW)	28 (5100rpm)		—	
使用燃料・タンク容量 (L)	自動車用ガソリン・12			
潤滑方式・タンク容量 (L)	分離給油方式 (2ストローク専用オイル)・1.2			
始動方式	自動・手動			
点灯能力 (V-W)	12V-25 (サーチライト)・12-3×2 (メーターランプ)			
バッテリー	75D26R (12V52Ah)		30A19R (12V30Ah)	